北海道大学
外国人研究者等宿泊施設
利用案内

GUIDE
TO FOREIGN SCHOLARS'
ACCOMMODATION

北 海 道 大 学
Hokkaido University
2026. 7

目次
CONTENTS

I　施設の概要
GENERAL INFORMATION
１．目的及び管理運営
Purpose and Management
２．名称、所在地
Names and Locations
３．施設及び設備
Buildings, Facilities and Furnishings
４．施設に関する事務
Administrative Matters

II　使用料等について
CHARGES
１．使用料について
Rent
２．光熱水料等について
Electricity, Gas, Water and Other Utilities
３．居室清掃料／寝具レンタル料について
Room Cleaning Charge and Bedclothes Rental Charge
４．インターネット使用料について
Internet Charge
５．ごみ袋について
Waste bags
６．保証金について
Deposit

III　入居資格、入居期間、入居手続
QUALIFICATIONS FOR RESIDENCE, PERIOD OF RESIDENCE, AND APPLICATION AND OTHER PROCEDURES
１．入居資格
Qualifications for Residence
２．入居期間
Period of Residence
３．入居選考
Selection of Applications
４．入居
Occupancy

５．入居許可の取消
Cancellation of Permission for Residence
６．入居期間延長の手続
Procedure for Extension of Period of Residence

７．入居居室の変更
Changes of Apartment
８．退去
Moving out
９．自動車保管場所
Parking

IV　入居者の心得
GUIDELINES FOR RESIDENTS
１．一般的注意事項
General
２．居室の転貸及び改造、模様替え等の禁止
Prohibition of Subletting or Remodeling
３．施設、設備及び備品等使用上の注意
Using the Facilities and Furnishings
４．鍵の管理
Keys
５．談話室の使用
Lounge
６．共同洗濯室の使用
Common Laundry Room
７．郵便受け
Mail Boxes
８．火気の取り扱い及び防火設備
Fire Precautions and Fire Prevention Equipment
９．非常の場合の通報
Notification of Emergencies
１０．職員の居室への立入
Access of University Staff to Residence
１１．動物の飼育禁止
Prohibition of having animals
１２．植物の栽培
Cultivation of plants
１３．清掃及び塵埃等の処理
Cleaning, and Garbage and Trash Disposal
１４．新聞、洗濯物等の契約等
Newspaper and Laundry Delivery
１５．その他
Miscellaneous

Ⅰ　外国人研究者等宿泊施設の概要

１．目的及び管理運営

この施設は、わが国の教育及び学術の振興並びにそれらに係る国際交流の促進に寄与するため、北海道大学において教育研究に従事する外国人研究者等の利用に供する目的のもとに設置されたものです。

２．名称、所在地

a. 名称　北海道大学インターナショナルハウス（外国人研究者等宿泊施設）
所在地　〒001-0024　札幌市北区北２４条西１２丁目１－３（Ⅰ号棟）
１－１（Ⅱ号棟）
TEL：０１１－７０７－３７１１
E-mail: hk.kenkyusha@gmail.com（管理人室）
（管理人が土日祝日含め毎日朝９時１５分から１６時までの間、常駐しています。）

＊１６時以降で緊急を要する場合は、北大インターナショナルハウス北２３条宿舎管理人まで連絡してください。
TEL:０１１－７００－３４５５
E-mail：hk.kita23@gmail.com（管理人室）
（管理人が土日祝日含め毎日２４時間、常駐しています。）

b. 名称　北大インターナショナルハウス北８条（家族用４室）
所在地　〒060-0808　札幌市北区北８条西１１丁目１－５
TEL：　０１１－７３６－６２１１
E-mail：hk.kita8@gmail.com（管理人室）
（管理人が土日祝日含め毎日２４時間、常駐しています。）

３．施設及び設備

１）施設内容

Ⅰ号棟（３階建・・・１，３２２㎡　１９室　１９７５年１１月竣工）

使用区分	居室区分	種別	面積	居室数	居室番号
居室部分	A	家族用	９１㎡	６室	１１，１４，２１，２４，３１，３４
	B	夫婦用	５１㎡	６室	１２，１３，２２，２３，３２，３３
	B－２	夫婦用	４４㎡	１室	２５
	C	単身用	２０㎡	６室	１５，１６，１７，２７，２８，３５
共用部分	管理事務室（西側玄関１階）、共同洗濯室（西側玄関１階） 談話室（西側玄関３階）、共同物置				

Ⅱ号棟（１階建・・・３１６㎡　１０室　１９８４年３月　模様替）

使用区分	居室区分	種別	面積	居室数	居室番号
居室部分	C	単身用	１９㎡	５室	１，２，３，４，５
	C－２	単身用	１６㎡	１室	６
	C－３	単身用	２０㎡	１室	７
	C－４	単身用	２６㎡	１室	８
	C－５	単身用	２１㎡	２室	９，１０
共用部分	談話室、共同洗濯室				

北大インターナショナルハウス北８条３号棟

（４階建一部２階建部分　　４室　１９９７年３月竣工）

種　別	面 積	居室数	居　　室　　番　　号

家族用	６４㎡	４　室	１０５，１０６，２０５，２０６

２）設備内容

a.各室の設備・備品

区 分	付　帯　設　備　・　備　品
家族用	暖房、給湯、バス、トイレ、ガステーブル、ガスオーブンまたは電子レンジ、冷蔵庫、ベッド、ナイトテーブル、洋服ダンス、整理ダンス、ドレッサー、２段ベッド、机、椅子、書棚、電気スタンド、応接セット、食器棚、食卓、食卓用椅子、洗濯機、乾燥機、掃除機、消火器、下駄箱
夫婦用	暖房、給湯、バス、トイレ、ガステーブル、ガスオーブンまたは電子レンジ、冷蔵庫、ベッド、ナイトテーブル、洋服ダンス、ドレッサー、机、椅子、書棚、電気スタンド、応接セット、食器棚、食卓、食卓用椅子、洗濯機、乾燥機、掃除機、消火器、下駄箱
単身用	暖房、給湯、バス、トイレ、ガステーブル、冷蔵庫、ベッド、洋服ダンス、ライティングデスク、椅子、食卓、食卓用椅子、消火器

b.共用設備・備品

区 分	付　帯　設　備　・　備　品
単身用 共用物品	洗濯機、乾燥機（Ⅰ号棟及びⅡ号棟洗濯室） 掃除機、電子レンジ（Ⅰ号棟及びⅡ号棟談話室）
共用物品	アイロン、アイロン台、計量器（Ⅰ号棟及びⅡ号棟談話室）

c.貸出物品

区 分	物　　品
寝具類	毛布、毛布カバー、ベッドスプレッド、枕、枕カバー、ベッドパッド、ベッドシーツ

＊寝具類は、レンタル料金がかかります。詳細は別紙を参照してください。

４．施設に関する事務

施設に関する事務は学務部国際交流課が担当しています。

学務部国際交流課　　直通　７０６－８０６３，８０６４

Ⅱ　使用料等について

１．使用料について

１）施設及び設備の使用料（以下「居室等使用料」という。）は「北海道大学インターナショナルハウス使用料等規程」に定められており、月額及び日額は次のとおりです。

なお、この居室等使用料は、改定されることがあります。

（令和８年７月１日現在）

棟名	居室番号	棟別	面積	月額居室等使用料	日額居室等使用料	
					使用許可期間１月以上の場合	使用許可期間１月未満の場合
					円	円
Ⅰ号棟	１１，１４ ２１，２４ ３１，３４	家族用	９１㎡	６４，０００	２，１３３	２，３４６
	１２，１３ ２２，２３ ３２，３３	夫婦用	５１㎡	４３，０００	１，４３３	１，５７６
	２５	夫婦用	４４㎡	３７，０００	１，２３３	１，３５６
	１５，１６ １７，２７ ２８，３５	単身用	２０㎡	３０，０００	１，０００	１，１００
Ⅱ号棟	１，２，３ ４，５	単身用	１９㎡	２９，０００	９６６	１，０６３
	６	単身用	１６㎡	２９，０００	９６６	１，０６３
	７	単身用	２０㎡	２９，０００	９６６	１，０６３
	８	単身用	２６㎡	２９，０００	９６６	１，０６３
	９，１０	単身用	２２㎡	２９，０００	９６６	１，０６３
自動車保管場所				５，０７５	１６９	

北大インターナショナルハウス北８条３号棟	105,106 205,206,	家族用	５７㎡	５５，０００	１，８３３	２，０１６

２）月の途中において入居又は退居する場合の居室等使用料は、日額によって算出して得た額とします。この場合、入居した日及び退去した日は、それぞれ１日として計算されます。

３）居室等使用料の支払いは原則オンライン上の決済システムもしくは口座振込となります。また，支払いには手数料がかかりますのでご了承ください。

２．光熱水料等その他必要な経費について

１）光熱水料の金額

宿舎名	棟別	水道料金	電気・ガス料金
Ⅰ号棟	単身	1~15 日間:1,056 円 16 日以上:2,112 円	5~10 月:月額 7,800 円・ 日額 260 円 11~4 月:月額 14,700 円・ 日額 490 円
	夫婦	月額 19,800 円・日額 660 円	
	家族	月額 26,400 円・日額 880 円	
Ⅱ号棟	単身	月額 2,112 円 ※日割りなし	5~10 月:月額 6,600 円・ 日額 220 円 11~4 月:月額 13,500 円・ 日額 450 円
北大インターナショナルハウス 北８条３号棟	家族	月額 26,400 円・日額 880 円	

※光熱水費には、個人の居室で使用した分だけではなく、共用部分で使用した分も含まれます。

２）光熱水料の支払方法

光熱水料の支払いは原則オンライン上の決済システムもしくは口座振込となります。また，支払いには手数料がかかりますのでご了承ください。

３）その他

その他入居後に各自で契約したもの、電気器具の電球・電池等、居室で使用する消耗品については、入居者の負担となります。

３．居室清掃料・寝具料金について

１）入居中における居室の清掃は各自が行うことになっておりますが、退去時には業者に清掃させますので、実費額を負担していただきます。退去手続き時に管理人が居室内点検を行う際、使用状況によっては超過料金を頂く場合がありますので、予めご了承ください。

２）当宿舎では寝具の貸し出し・販売を行っております。詳細は別紙をご参照ください。

３）居室清掃料及び寝具の料金は最初の家賃と併せてお支払頂きます。
居室清掃料金の詳細は下記をご覧ください。
年度途中であっても、料金が変更になる場合がありますので予めご了承ください。

＜居室清掃料＞　家族用　32,000 円（税別）
夫婦用　27,000 円（税別）
単身用　16,000 円（税別）

４．インターネット使用料について

宿舎では光ファイバー回線を使ってインターネットを利用することができます。
インターネット使用料は居室等使用料に予め含まれています。

５．ごみ袋について

ごみ袋は毎月初旬に管理人が各居室に配布します。

６．保証金について

入居期間が１ヶ月以上の者については，初回の支払い時に，保証金５万円をあわせてお支払いいただきます。この保証金は未払いの費用（寄宿料，光熱水費等）や入居者が居室内の設備を破損した場合の修理費用に使用されますが，未払いの費用や修理費用がない場合は，退去後に返金されます。

なお，退去前点検、退去時点検のどちらか、もしくは両方で入居者の責による不具合が発見された場合は、退去後に(株)BeGoodJapan から、保証金から修繕費用等を差し引いた金額を入居者に返金します。修繕費用が保証金より高い場合、別途(株)BeGoodJapan から入居者に請求します。なお、その場合のオンライン（flywire）の手数料は本人負担となります。

また、保証金の支払いおよび返金はオンライン(flywire)で行い，いずれの場合も手数料が約 2%発生し、本人負担となるため注意してください。

Ⅲ　入居資格、入居期間、入居手続

１．入居資格

１）この施設に入居することが出来るものは、北海道大学において教育研究に従事する外国人で、次に掲げるものです。

(a)　外国人特任教員
(b)　本学が招へいし、雇用する常勤の外国人研究員
(c)　政府が外国政府との間の協定等により招致した外国人研究者
(d)　日本学術振興会により招へいされた外国人研究者（他の同等扱い：日本学生支援機構）
(e)　国際交流基金により招へいされた外国人研究者
(f)　その他総長が適当と認める者

２）前記１）に掲げるもののほか、他の国立大学法人において教育研究に従事する外国人研究者で、総長が適当と認める者にも入居させることがあります。

２．入居期間

この施設に入居することが出来る期間は、１年以内です。
なお、必要に応じて入居期間の延長を許可することがあります。

３．入居選考

申込書の到着順で入居調整を行っていきます。

４．入居

入居したときは、「誓約書」（別紙４）、「入居届」（別紙５）に電子サインしていただくとともに、物品確認書をご提出いただきます。

なお，入居から１週間以内に届け出た不具合については，大学で補修費用を負担しますが，入居から１週間を過ぎてから届け出た不具合については入居者が補修費用を負担することになりますので，注意してください。さらに，備品を壊した場合は速やかに管理人に報告してください。

５．入居許可の取消

入居を許可された者が、指定された期間内に入居しないときは、入居の許可が取り消されることがあります。
入居許可の取消しは、「入居許可取消通知書」（別紙６）で通知します。

６．入居期間延長の手続

入居期間の延長を希望するときは BGJ に問い合わせてください。
延長により居室移動が必要になった場合、清掃料等は入居者負担となります。
また, 社会情勢等により, 必ずしも延長申請が認められない場合もありますので, ご注意ください。

７．入居居室の変更

入居する居室は、家族構成、空室状況に応じて決定しますが、次の事項に該当する場合は、入居許可期間中であっても居室を変更することがありますので、了承願います。

(a)　大学側に事情が生じた場合
(b)　同居家族が増減した場合
(c)　延長申請がなされた場合

なお、居室を変更する場合は、約１ヵ月前に通知します。

８．退去

１）入居者は、次の一に該当したときは、速やかに退去しなければなりません。
(a)入居資格を失ったとき。
(b)入居の許可期間が満了したとき。

２）総長は、入居者が次の一に該当するときは、退去を命ずるものとします。
なお、退去した者が損害を受けることがあっても、本学はその責任を負いません。
(a)使用料又は光熱水量の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しないとき。
(b)原状回復又は損害賠償の義務を履行しないとき。
(c)施設の管理運営上、著しく支障があると認められるとき。

３）退去する場合は、退去する日の 15 日前までに入居者本人が BeGoodJapan へ退去希望日を申請し、インターネット上で退去届に電子サインを行ってください。
なお，退去届の原本の送付は不要です。

４）入居許可期間の途中で退去（早期退去）する場合は，退去する日の 15 日前までに入居者本人が BeGoodJapan へ退去希望日を申請し、インターネット上で退去届に電子サインを行ってください。

９．自動車保管場所

※自動車保管場所があるのは外国人研究者等宿泊施設のみです。北８条にはありませんのでご注意ください。

１）宿泊施設前の自動車保管場所の使用を希望する場合は、入居申請時またはそれ以降に「自動車保管場所使用許可申請書」（別紙７）および免許証の写しを所属部局の担当係を経由して、BGJ にメールで提出してください。

※レンタカー等を使用予定のため,申請時に車種・車両番号が不明の場合は,同申請書の「３　自動車の車名」,「４　自動車の登録番号」を空欄として提出して構いませんが,車名および自動車の登録番号が判明次第,外国人研究者等宿泊施設の管理人に申し出てください。また,車名および自動車の登録番号が変更になった場合もその都度外国人研究者等宿泊施設の管理人に申し出てください。

２）使用申請があった場合は、宿泊施設の維持管理に支障がないと認めたときは、「自動車保管場所使用許可書」（別紙８）と駐車スペースが記載されている図面で通知します。

３）「自動車保管場所使用許可書」に記載している使用許可期間より前に駐車場の使用を中止したい場合は,「自動車保管場所使用廃止届」（別紙９）を所属部局の担当係を経由して、BGJ にメール送信し，原本は国際交流課生活支援担当に提出してください。

※メールの宛先；To ： hk@bgj.co.jp
（BGJ のアドレス）
CC ：skshien@oia.hokudai.ac.jp
（生活支援担当のアドレス）

４）駐車場の整理・除雪等は、各自が行ってください。

５）管理上、車の移動の必要が生じたときは、関係職員の指示に従って移動してください。

６）保管場所使用承諾証明書（自動車）の発行について

（ｉ）同証明書の発行を希望する場合は,「自動車保管場所使用許可申請書」（別紙７）送信時またはそれ以降に，部局から BGJ にその旨メールで依頼してください。

※メールの宛先；To ： hk@bgj.co.jp（BGJ のアドレス),
CC:skshien@oia.hokudai.ac.jp（生活支援担当のアドレス）

※「自動車保管場所使用許可申請書」（別紙７）送信時以前に同証明書を発行することはできないので，注意してください。

（ⅱ）生活支援担当で同証明書に総長印を押印し，駐車スペース場所の図面を「保管場所の所在図及び配置図」として一緒に部局に送付します。

※上記のとおり，同証明書の発行は生活支援担当で行いますが，警察署への提出等，その後の各種手続きについては，入居者本人が行うことになるので，注意してください。

Ⅳ　入居者の心得

１．一般的注意事項

入居者は、施設の秩序維持に留意するとともに、他の入居者の迷惑となるような行為を行わないように注意してください。

２．居室の転貸及び改造、模様替え等の禁止

入居者は、居室を他の者に貸してはいけません。

また、居室の改造、修理及び模様替えは、大学において必要と認めたときに行いますから、入居者は行わないでください。

３．施設、設備及び備品等使用上の注意

入居者は、この施設の設備、備品等を常に良好な状態に保つよう十分に注意して使用してください。

施設、設備又は備品等を損傷、若しくは滅失したときは、管理人に届け出てください。もし、入居者が、その責に帰すべき事由により、施設、設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを現状に回復しなければなりません。

これらの備品等は、居室外へ移動することを禁止します。居室内で移動して使用した備品等は、退去時に元の位置に戻してください。

４．鍵の管理

入居するときに、居室等の鍵をお渡ししますので、各入居者は、責任を持って管理して下さい。万一、鍵を紛失した場合は、速やかに管理人に届けて下さい。鍵の複製は、禁止します。ただし、特別な事情により複製を希望する場合は、管理人に願い出て下さい。止むを得ないと認められた場合は、複製費用を入居者が負担し、かつ、退去の際は大学に寄贈することを条件として許可することがあります。

５．談話室の使用

談話室の使用時間は、外国人研究者等宿泊施設は午前８時から午後１０時までで、北大インターナショナルハウス北８条は午前９時から午後１０時まで（パーティは午後９時まで）です。時間内は、自由に使用出来ますが、目的外及び他の入居者の迷惑となるような使用はご遠慮ください。

なお、パーティ、集会等に使用した場合は、その使用者は使用後の清掃・後始末及びガス、電気、火気について、責任を持って処置してください。

６．共同洗濯室の使用

共同洗濯室は、単身用居室入居者のための共同設備で、全自動洗濯機、乾燥機が備え付けてあります。

料金は無料です。

共同洗濯室の使用時間は、外国人研究者等宿泊施設は午前８時から午後１０時までで、北大インターナショナルハウス北 8 条は午前９時から午後１０時までです。この時間以外は他の入居者の迷惑となるので使用を禁止します。

７．郵便受け

郵便受けは、１階玄関内に備え付けてありますので、各自で郵便物を取り出して

ください。
ただし、書留等の特殊郵便物は、直接受け取ってください。
なお、郵便受けに錠前を設置した場合は、退去時に撤収してください。

８．火気の取り扱い及び防火設備

火災防止のため、火気の取り扱いには十分注意してください。
なお、各居室及び各階廊下に消火器が備え付けてありますので、その取り扱いについて熟知しておいてください。
また、爆発物、引火性物質等火災発生の原因となる恐れのある危険物を施設内に持ち込まないでください。
施設敷地内、建物内は禁煙です。

９．非常の場合の通報

火災、盗難その他異常を発見したときには、速やかに応急措置をとるとともに、関係官署（消防署 電話 １１９，警察署 電話 １１０）に通報し、直ちに管理人室（電話 ０１１－７０７－３７１１）又は学務部国際交流課（電話 ０１１－７０６－８０６３，８０６４）に連絡してください。

１０．職員の居室への立入

施設、設備又は備品について点検する必要があるとき、火災等非常の場合において緊急の措置を要するときおよび居室の修繕が必要なときは、入居者の事前の同意を得ることなく関係職員が居室に立ち入ることがあります。

１１．動物の飼育

施設では、犬、猫・小鳥等の動物を飼ってはいけません。

１２．植物の栽培

宿舎の敷地内で植物を栽培してはいけません。ただし，自分の部屋のベランダでポット・プランター等を使用して栽培するのは許可します。

１３．清掃及び塵埃等の処理

１）入居期間中の居室の清掃は、入居者が各自で行ってください。
２）塵埃等の処理については、札幌市のルールに従い、指定された場所・日時を厳守してください。
ゴミステーションの位置、収集スケジュールについては入居時に説明いたします。指定の場所、日時以外には絶対に出さないでください。
３）大型ゴミ（３０ｃｍ以上の電化製品、家具、自転車等をいう。）については、札幌市に届け出が必要となるため、大型ゴミを出す場合は、必ず事前に管理人室に連絡し指示を受けてください。
なお、大型ゴミを出す場合は有料となりますが、詳細については管理人室に問い合わせ願います。

１４．新聞、洗濯物等の契約等

新聞、洗濯物等の契約並びにこれらの物品の受渡し及び代金の支払いは、

入居者が業者との間で直接行ってください。

１５．その他

１）居室内では、土足を禁じています。

２）同居家族内に移動が生じたときは所属部局等の担当を経由して学務部国際交流課へ届け出てください。

３）旅行その他で長期間不在にする場合は、あらかじめ管理人へ届け出てください。なお，一週間以上外泊する場合は外泊時に「長期外泊届」に必要事項を記入してください。また，外泊から戻ってきたときは，管理人に「帰宅届」を提出してください。

４）共同利用物品及び共同施設は、他の利用者も利用しますので、占用しないよう心掛けてください。

５）冬期間の注意事項

①札幌では、冬の除雪は避けられない作業です。各通用門・玄関及び１階の各室暖房器具排気筒回り並びに駐車場の除雪は各自で行ってください。

②水道管及び湯沸器が凍結することがあります。凍結防止のため、各自、器具の取扱いについて熟知しておくとともに、不明な点は管理人に質問してください（一般的に、外気温が-4℃以下になる場合、水抜きが必要です)。なお、凍結による器具等の破損にともなう修理費は各自負担となります。

６）結露防止の為、就寝中以外は室内換気扇（ロスナイ）と浴室用換気扇を常に回してください。

７）宿舎の他の入居者に迷惑をかけないよう，夜１０時以降は静かにするよう心がけ，夫婦用室，家族用室の洗濯機の使用や，大声，騒音等を出すことを禁止します。これらが注意しても守られない場合，退寮を命じることがあります。

８）宿舎の敷地内および宿舎内（自分の部屋を含む）では、楽器を演奏してはいけません。

９）宿舎内の壁等にフックを付けてはいけません。